

パブリックコメント実施結果報告書

平成28年 3月31日

担当課	住まいまちづくり課
担当者	岩田
連絡先	0857-26-7391

意見公募のテーマ：鳥取県福祉のまちづくり条例（案）について

①手段別意見応募件数

郵便	ファックス	電子メール	県民課・総合事務所等へ	その他の方法	計
3 (1)	5 (2)	18 (9)	()	2 (2)	28 (14)

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した	5	男子小便器周囲に手摺りが欲しい。 耐震改修工事によって面積増となる場合は緩和できないか。 既存建物を再利用する（用途変更に限る）際、ふくまち条例を適合するのは非常に困難。新築、増築、改築のみに限定できないか。
既に盛り込み済み	2	主に公共設置となる建築物について、面積にかかわらず適合義務付けは良いこと。病院や診療所はもちろん、避難所としての機能が求められる建築物もバリアフリー化は必須だと思う。 多目的トイレについて、子供連れ・オストメイト利用者を一般トイレへ誘導する方法は良いと思う。
今後の検討課題	2	設備に投資するより心のバリアフリーを推進する努力をするべき。 車いす使用者駐車場の屋根は徐々に適応範囲を広げられるとよい。
対応できない	5	共同住宅に対する制限が厳しすぎる。このままだと低層の共同住宅やマンションも増えず、意味がない。 共同住宅は、2階以上に車いす対応の居室がないのに、なぜELVを整備しなければならないか エレベーターについて、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・保育園の面積要件が、実情に合わない。国基準の2,000㎡でよいと思う。
その他	14	全ての人に優しい条例となっているか？「一部の人」にしか優しくないのでは。 事業者向け補助金の周知やバリアフリー化に関するアドバイス充実も図って欲しい。 建築主の経済的負担については、県からの援助が求められる。バリアフリー化を強力に推進する意志を県として持っているのであれば、その費用について負担するくらいの覚悟を示すべき。
計	28	

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット	報道機関への資料提供	県議会への報告	県民課等での縦覧等	広報誌等への掲載	その他
○			○		